

入学者選抜制度に係る検証及び改善に向けた検討に当たっての基本的な視点

現行の入学者選抜制度について、次の基本的な視点に立って、課題を把握し検証するとともに、今後の改善の方向性についての検討を行う。

(1) 入学者選抜制度の理念を踏まえた検証・検討

- 神奈川県公立高等学校入学者選抜制度については、平成6年7月に制定された「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改正大綱」において、「生徒一人ひとりの個性や能力、適性を多面的にとらえ、調査書の評定や学力検査などのいわゆる数値のみでなく、生徒の特性や長所に着目した選抜制度であること」「生徒一人ひとりが、自らの進路希望に基づいて学校選択できるような選抜制度とすること」という理念を基に改善が行われてきた。
- 本県の教育推進の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン（令和元年10月一部改定）」に示されているように、本県においては、子ども一人ひとりの個性と能力を大切に、共に成長する場としての学校づくりを進めることとしていることを踏まえると、入学者選抜制度に係るこれまでの理念を基本として検証していくことが必要である。

(2) 今後の高校教育の在り方を踏まえた検証・検討

- 県教育委員会では、平成27年1月に「県立高校改革基本計画」を策定し、県立高校改革に向けて、「生徒の学びと成長にとって何が重要かという視点を最優先にする」という基本的な考え方に立って、すべての県立高校で改革に取り組むことを基本的な考え方として示し、平成28年1月に策定した「県立高校改革実施計画(全体)」において、生徒の多様性を尊重し、個性や能力を伸ばす、質の高い教育の充実に取り組むことを趣旨として、教育課程の改善、授業力向上の推進、プログラミング教育の推進、生徒の英語力向上の推進、学習機会拡大の推進、科学技術・理数教育の推進、グローバル化に対応した先進的な教育の推進、専門教育の推進、教育相談体制の充実、インクルーシブ教育の推進などに取り組むこととしている。
- 横浜市においては、「第3期横浜市教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）」の中で「魅力ある高校教育の推進」を掲げ、川崎市においては、「市立高等学校改革推進計画 第2次計画（令和2年度～）」の中で「魅力ある普通科教育の推進」等を掲げ、また、横須賀市においては、「横須賀市教育振興基本計画（第3期実施計画平成30年度～令和3年度）」の中で「横須賀市立高等学校の在り方（答申）（平成26年）」に基づく教育改革を進めることとするなど、高等学校を設置する各市においても、高校改革等の取組を進めている。
- 令和3年1月26日付け中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」において、基本的な考え方として、「高等学校には様々な背景を持つ生徒が在籍している

ことから、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することが必要」であることや、「高等学校における教育活動を、高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するためのものへと転換」などが、また、その具体の方策等として、「高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化」として、スクール・ミッションの再定義やスクール・ポリシーの策定などが、また、「定時制・通信制課程における多様な学習ニーズへの対応と質保証」「STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成」など、今後の高等学校教育が目指すべき姿が示された。それらについて、令和3年3月31日付け2文科初第2124号文部科学省初等中等教育局長通知「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について」により通知されている。

- こうしたことを踏まえ、県教育委員会では、県立高校改革実施計画（Ⅱ期）を一部改定し、STEAM教育研究推進校の指定並びにスクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の推進に取り組むことを令和3年10月に公表している。これは、国による令和4年度からの学校教育法施行規則の改正を受け、各県立高等学校のスクール・ポリシーの策定・公表を行い、スクール・ポリシーに基づく教育活動を着実に進めるため、県立高校改革Ⅱ期計画の取組として位置付けたものである。また、スクール・ポリシーの策定に当たっては、設置者である県教育委員会において、スクール・ミッションの再定義を行うこととした。

（3）新しい学習指導要領を踏まえた検証・検討

- 中学校では令和3年度から新しい学習指導要領が全面実施され、高等学校では令和4年度に入学する生徒から年次進行で新しい学習指導要領が実施される。高等学校においては、総則や総合的な探究の時間等については、平成31年度から先行して実施している。
- 新しい学習指導要領においては、社会に開かれた教育課程、教科等横断的な視点に立った教育課程編成、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力（知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等）の育成、資質・能力の育成に生かすための学習評価の充実、教育活動の質の向上を図るためのカリキュラム・マネジメントの充実などが明記された。
- 令和3年度から全面実施となった中学校学習指導要領では、すべての教科等の目標や内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理され、学校教育をとおして育成を目指す資質・能力の明確化が図られている。
- 中学校学習指導要領に基づき実施される観点別学習状況の評価において、評価の観点「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体的に学習に取り組む態度」の3つに整理され、その評価が評定とともに、調査書に記載されることも踏まえて、入学者選抜において評価・判定に用いる受検者の資質・能力について検討することが必要である。